知財法務の勘所Q&A (第18回)

裁判例におけるサポート要件(特許法36条6項1号)の 判断枠組みについて



アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 早田 尚貴

サポート要件の充足性を主張する際には、どのような点に注意すればよいでしょうか。

▲ サポート要件とは、特許請求の範囲(クレーム)の記載内容が明細書の記載によって実質的に裏付けられている(サポートされている)ことを問う要件ですので、明細書の記載を読んだ当業者の実質的な理解内容を、技術常識に従って理解することになります。その際、出願当時の技術常識の内容については、明細書外の資料によって立証できることから、サポート要件の充足性を主張していく際には、どのような技術常識が存在し、それに基づいて当業者がどのような理解をするのかを具体的に明らかにしていくことが重要であると考えられます。

1 サポート要件(特許法36条6項1号)の意義等

特許法36条6項1号は、特許請求の範囲の記載要件として、「特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること。」と定め、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明の欄の記載によって裏付けられたものでなければならない旨を規定しています。この要件は、いわば、「クレームの内容は明細書の記載にサポートされていなければならないこと」を定めた規定であることから、今日では「サポート要件」と呼ばれるのが一般的です。

特許制度は、発明を公開したことの代償として、特許権者に特許発明の独占を認める制度ですから、明細書で詳しい内容が公開されていない技術についてまで、特許請求の範囲に記載し、独占権の対象とすることなど認められるはずがありません。その意味でサポート要件の存在意義は明確であり、この規定自体は古くからあったものですが、その具体的な規律の内容については紆余曲折がありました。

平成15年に特許庁の審査基準が改正される以前においては、サポート要件は、特許請求の範囲の記載と明細書の記載の形式的な整合性を定めた規定であると解されており、例えば、クレームの記載と全く同じ記載が明細書の中にも記載されていれば、それでサポート要件を満たしていると判断されていた時期もありました。その当時においては、特許権付与の代償として特許発明の詳しい内容が公開されなければならないという上記の要請は、サポート要件の裏返しの規定であるともいえる実施可能要件(特許法36条4項1号)等の他の規定によって担保できているという